

会館使用申込書

V202405

大豆戸町内会館	〒222-0011 横浜市港北区菊名7-8-8
	TEL: 718-6558 FAX: 718-6548

記入後、お手数ですが町内会館の郵便受けに投入、あるいはFAXしてください。

申込日 令和 年 月 日 ()

使用代表者 マンション名も 記入してください	氏名 (組)
	住所 港北区
	TEL
使用日	令和 年 月 日 ()
使用室	1・2・3 階 使用人数 名
使用時間	午前 時 分 ~ 午前 時 分 午後 時 分 ~ 午後 時 分
使用目的	
調理室	使用あり ・ 使用なし

以下は町内会館担当で記入します。

受理日	月 日	使用料	円
受理者			

- ☆ 「会館使用について」の詳細は別ページをお読みください。
- ☆ 使用時間帯は 10時~19時(準備・後片付けも含む)です。
お守りください!
- ☆ コロナ感染症の状況により、申し込み後であっても、
会館を使用できなくなる場合がある事をご了承ください。

■ ■ ■ ■ ■ 大豆戸町内会 会館使用について ■ ■ ■ ■ ■

(会館利用規約)

V202405

- 1、使用代表者は、原則大豆戸町内会員であること。
使用に当たっては会館利用規約（本書）を順守すること。
- 2、使用代表者は、会館使用申込書を運営委員会（町内会）へ提出し、町内会役員の使用許可を得ること。
- 3、会館は、清潔に使用し、使用後は清掃して使用代表者（火気責任者）は、会館使用者確認日誌を当日の管理者へ提出していただきます。
- 4、使用時間は、午前10時～午後7時までとし、
2時間（1階：1,000円、2階：2,000円、3階：1,000円）
調理場使用の場合：1,000円／1日の追加
原則1回の使用時間は、2時間までとします。
（町内会の運営の使用は、無料とする。
連合の使用は、有料とします。）
- 5、使用の申し込みは2ヶ月先までとしますが、町内会の運営の使用を優先します。
町内会の運営と重なった場合は、使用許可後も使用日時及び使用階の変更をする場合があります。
- 6、会館使用申込書の使用目的と異なると判断した場合は、町内会長の判断により使用中止をしていただくことがあります。
- 7、営利目的、宗教目的、政治活動等の使用は禁止します。
- 8、会館利用で出たゴミは、使用責任者がお持ち帰り処分をお願いします。
- 9、会館の利用の際に、冷暖房エアコンを使用時は100円／1時間 別途かかります。必ず100円硬貨でコインスイッチへ投入し使用ください。
- 10、会館の利用・運営については、大豆戸町内会役員会と運営会の協議をもって決定します。

令和6年5月1日改定